

I 総 括

1	沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	管内の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	健康相談・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5	各種委員会・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6	機構及び事務内容・・・・・・・・	11
7	職員数及び配置状況・・・・・・・・	12

I 総括

1 沿革

昭和 20 年 8 月	野田市中野台 18 番地野田教会の建物で、県下 15 番目の保健所として業務開始。 当時の管轄町村は、東葛飾郡野田町、新川村、福田村、梅郷村、七福村、旭村、川間村、木間ヶ瀬村、二川村及び関宿町の 10 町村で管内人口約 7 万 2 千人。
昭和 23 年 6 月	野田町野田 767 番地、野田町立隔離病舎の建物に移転。
昭和 25 年 5 月	野田町、旭村、七福村及び梅郷村が合併し、野田市となる。
昭和 26 年 4 月	新川村が松戸保健所管内江戸川町（現流山市）となる。 管内人口約 6 万 6 千人。
昭和 27 年 6 月	現在地の野田市柳沢 24 番地に庁舎を新築し移転。
昭和 30 年 7 月	関宿町、木間ヶ瀬村及び二川村が合併し、関宿町となる。
昭和 32 年 4 月	野田市、川間村及び福田村が合併し、管轄市町が 1 市 1 町となる。
昭和 45 年 2 月	現庁舎が新築完成した。
平成 15 年 6 月	野田市及び関宿町が合併し、管轄が野田市 1 市となる。
平成 16 年 4 月	組織改編により、東葛飾支庁社会福祉課と保健所の統合が行われ、名称が「野田健康福祉センター（野田保健所）」となり、総務企画課・地域保健福祉課・健康生活支援課の 3 課体制となる。
平成 25 年 9 月	庁舎耐震改修工事に伴い、野田市花井の仮庁舎に一時移転。
平成 27 年 1 月	庁舎耐震改修工事が終了し、野田市柳沢の庁舎に戻る。
令和 2 年 12 月	案内と表記が、「野田保健所（野田健康福祉センター）」に変わる。

表1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	足立 享太郎	昭和 20.8～21.3	19代	服部 隆男	昭和 62.4～ 平成 2.3
2代	市川 行正	昭和 21.4～21.11	20代	實川 浩	平成 2.4～4.3
3代	小林 武雄	昭和 21.12～31.8	21代	堀部 治男	平成 4.4～6.3
4代	広山 保男 (兼務)	昭和 31.9～32.2	22代	安藤 由記男 (事務取扱)	平成 6.4～6.6
5代	折田 貞雄	昭和 32.3～33.3	23代	高地 刀志行	平成 6.7～10.3
6代	山田 義男	昭和 33.4～35.3	24代	山崎 彰美	平成 10.4～13.3
7代	和田 元震	昭和 35.4～39.3	25代	井上 孝夫 (兼務)	平成 13.4～13.6
8代	木村 亮太郎	昭和 39.4～40.3	26代	藤井 明	平成 13.7～19.3
9代	伊藤 みよ	昭和 40.4～43.3	27代	松本 良二	平成 19.4～21.3
10代	佐藤 美恵	昭和 43.4～44.3	28代	新 玲子	平成 21.4～24.3
11代	中野 敏	昭和 44.4～47.3	29代	杉戸 一寿	平成 24.4～26.3
12代	栗沢 勝	昭和 47.4～52.3	30代	坂本 泰啓	平成 26.4～30.3
13代	稲田 正實	昭和 52.4～53.3	31代	杉戸 一寿	平成 30.4～31.3
14代	藤本 辰一	昭和 53.4～55.3	32代	松本 良二	平成 31.4～ 令和 3.3
15代	藤本 辰一 (兼務)	昭和 55.4～56.3	33代	新 玲子	令和 3.4～5.3
16代	服部 隆男 (兼務)	昭和 56.4～58.3	34代	古閑 比斗志 (兼務)	令和 5.4.1
17代	片桐 優	昭和 58.4～60.3	35代	新 玲子	令和 5.4.2～
18代	安藤 由記男	昭和 60.4～62.3			

2 概要

当保健所の管内は、千葉県北西部に位置し、東は利根川を境として茨城県に、また、西は江戸川を境として埼玉県に接する長狭平坦な三角地帯で、所管区域は野田市の1市である（管内図参照）。

面積は103.55 km²、人口151,930人（R6.10.1現在）であり、醤油の醸造をはじめとする食品工業都市である。

3 管内の状況

（1）管内の人口及び世帯数等の概況

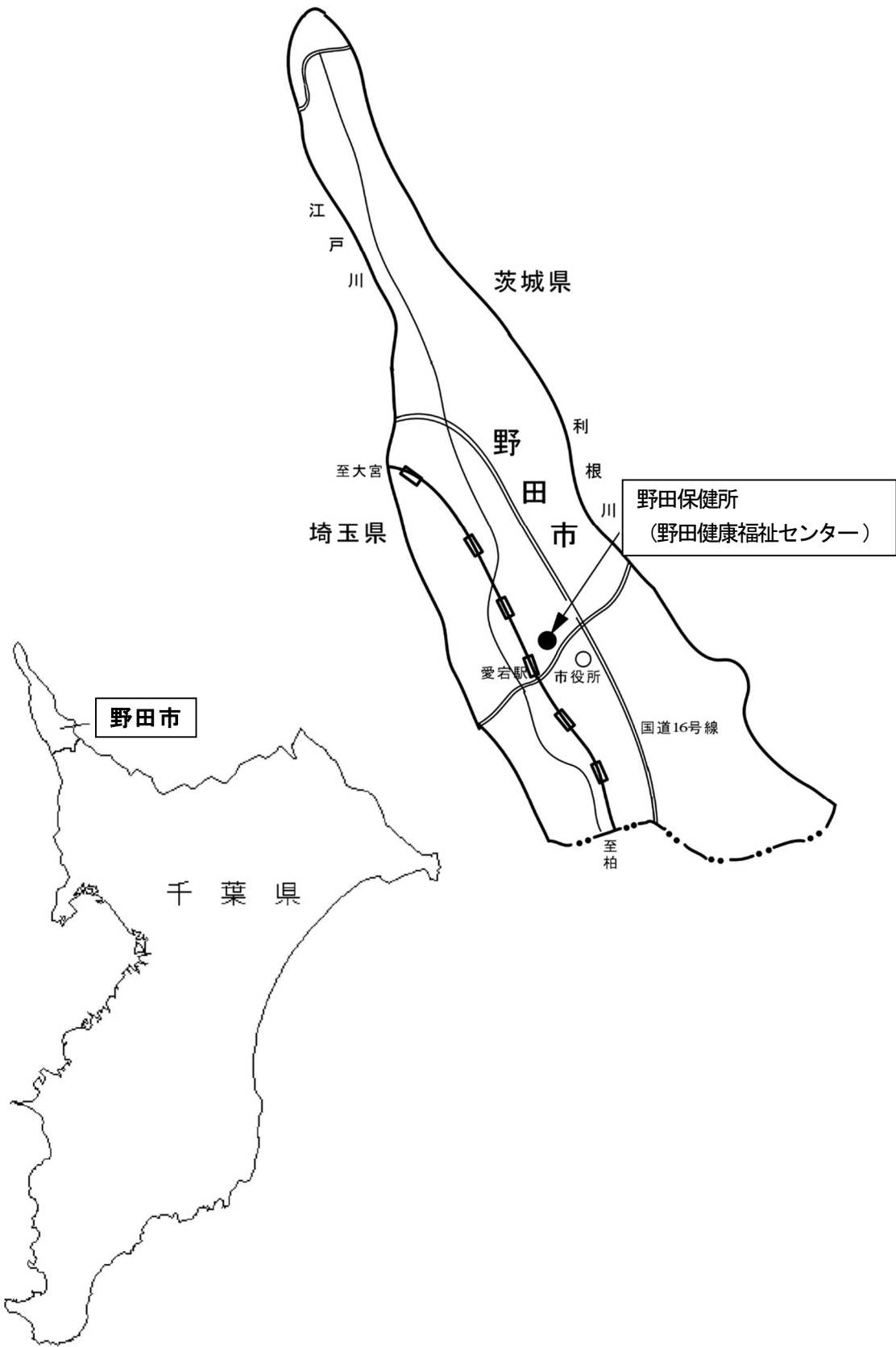
表3－（1）管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人／km ²)	面 積 (km ²)
管 内 (野田市)	66,898	151,930	1,467.21	103.55
県 総 数	2,911,312	6,275,423	1,217.00	5,156.48

出典：（人口）令和6年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

（面積）国土地理院 令和6年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

年齢構成は、表3-(2)-アのとおりで令和6年4月1日現在の年齢区分によると、0歳～14歳までの年少人口の割合は10.7%、15歳～64歳までの生産年齢人口は58.2%、65歳以上の老年人口は31.1%であり、年々、年少人口の割合が減少傾向にある。管内の令和6年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は、図3-(2)のとおりである。

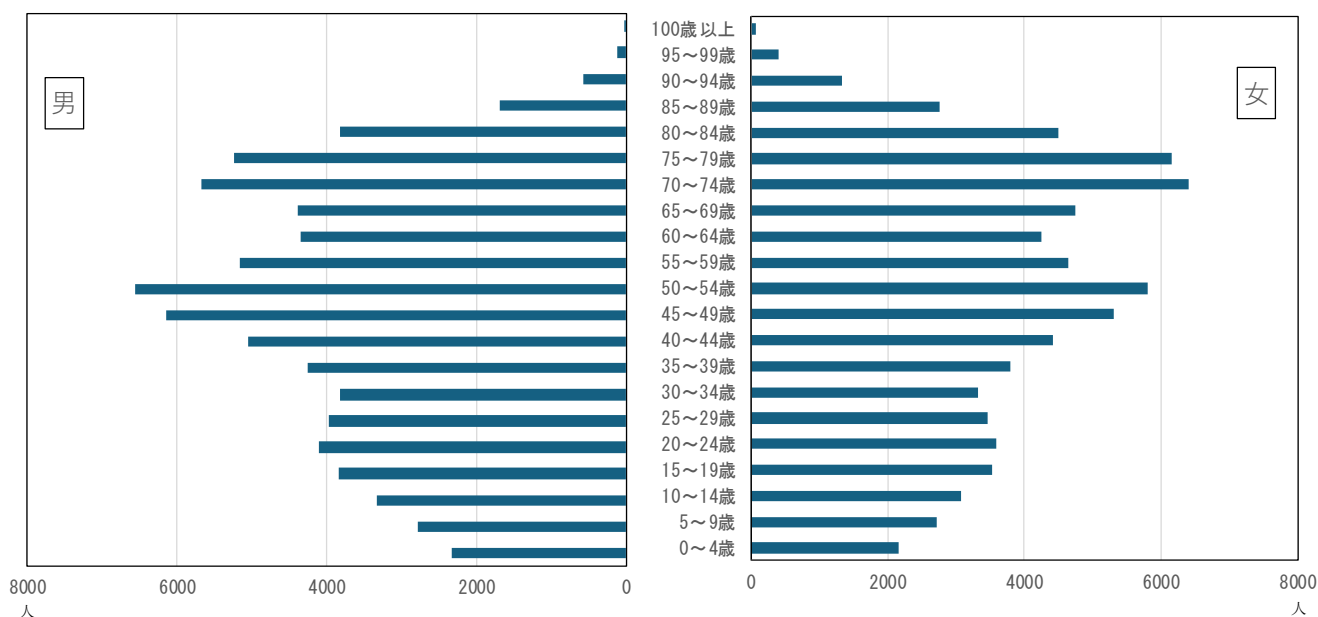
表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳 ～14歳	%	15歳 ～64歳	%	65歳～	%		%
管内 (野田市)	平成 21	156,876	20,915	(13.3)	104,048	(66.3)	31,913	(20.3)	-	-
	26	156,124	20,158	(12.9)	95,964	(61.5)	40,002	(25.6)	-	-
	31	154,404	18,355	(11.9)	89,624	(58.0)	46,425	(30.1)	-	-
	令和 4	153,529	17,164	(11.2)	88,514	(57.7)	47,851	(31.2)	-	-
	5	153,600	16,826	(11.0)	88,978	(57.9)	47,796	(31.1)	-	-
	6	153,656	16,424	(10.7)	89,372	(58.2)	47,860	(31.1)	-	-
県 総 数	平成 21	6,239,145	835,721	(13.4)	4,164,546	(66.7)	1,238,878	(19.9)	-	-
	26	6,244,455	803,141	(12.9)	3,953,803	(63.3)	1,487,511	(23.8)	-	-
	31	6,308,561	765,342	(12.1)	3,854,573	(61.1)	1,688,646	(26.8)	-	-
	令和 4	6,305,476	736,282	(11.7)	3,834,066	(60.8)	1,735,128	(27.5)	-	-
	5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	-	-
	6	6,308,398	709,203	(11.2)	3,857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	-	-

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3-(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図（令和6年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和6年4月1日現在）

表 3 - (2) - イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢 区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～
管内 (野田市) 総数	153,656	4,503	5,515	6,406	7,374	7,709	7,440	7,156	8,042	9,458	11,452	12,360	9,791	8,590	9,148	12,060	11,398	8,312	4,443	1,899	517	83
男	77,169	2,332	2,789	3,329	3,838	4,109	3,971	3,828	4,247	5,041	6,140	6,552	5,155	4,343	4,395	5,666	5,244	3,821	1,687	563	110	9
女	76,487	2,171	2,726	3,077	3,536	3,600	3,469	3,328	3,795	4,417	5,312	5,808	4,636	4,247	4,753	6,394	6,154	4,491	2,756	1,336	407	74
千葉県 総数	6,308,398	203,449	244,226	261,528	277,718	331,724	347,587	340,324	368,778	404,261	466,375	522,784	435,675	361,946	343,439	410,906	389,776	309,295	181,309	81,282	22,727	3,289
男	3,139,640	104,075	125,263	134,562	142,775	170,621	180,319	177,645	192,055	209,736	242,190	270,806	225,474	184,732	170,015	195,508	177,590	134,633	71,469	25,086	4,700	386
女	3,168,758	99,374	118,963	126,966	134,943	161,103	167,268	162,679	176,723	194,525	224,185	251,978	210,201	177,214	173,424	215,398	212,186	174,662	109,840	56,196	18,027	2,903

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和 6 年 4 月 1 日現在）

4 健康相談

表 4 健康福祉相談及び検査の日

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		第 2・4 金	14:00～16:00	予約制
DV 相談	来所	水	9:00～17:00	予約制 相談専用電話 04-7124-6677
	電話相談	月～金		
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		月～金	9:00～17:00	04-7123-4418
HIV 相談・検査		第 1・3 水	13:30～ 14:00	予約制
		希望により梅毒、肝炎ウイルス(B 型・C 型)、淋菌、クラミジアも検査可		
腸内細菌検査		第 2・4 火	9:00～10:30	-
被爆者健診		年 2 回	-	通知制
結核管理・接触者健康診断		第 3 水	-	通知制

5 各種委員会

(1) 野田健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二上欄

同表下欄

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表 5 - (1) 運営協議会委員名簿（令和 6 年 10 月 11 日現在）

（順不同・敬称略）

現 職 名	氏 名
野田市長	鈴木 有
野田市医師会会長	門倉 正樹
野田市歯科医師会会長	伊東 真吾
野田市薬剤師会会長	島田 恭光
野田保健所管内看護管理者会会長	米山 あゆみ
野田市社会福祉協議会会長	小林 幸男
野田市民生委員児童委員協議会会長	筑井 正
千葉県議会議員（野田市）	木名瀬 訓光
千葉県議会議員（野田市）	榎本 怜
東葛地域獣医師会役員	河原 恒一
野田保健所管内食品衛生協会会長	宮部 仁志
野田市女性団体連絡協議会会長	五百川 和家恵
野田市保健推進員会長	鏡 浩美
野田市食生活改善推進員会会長	張替 洋子

(2) 野田保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

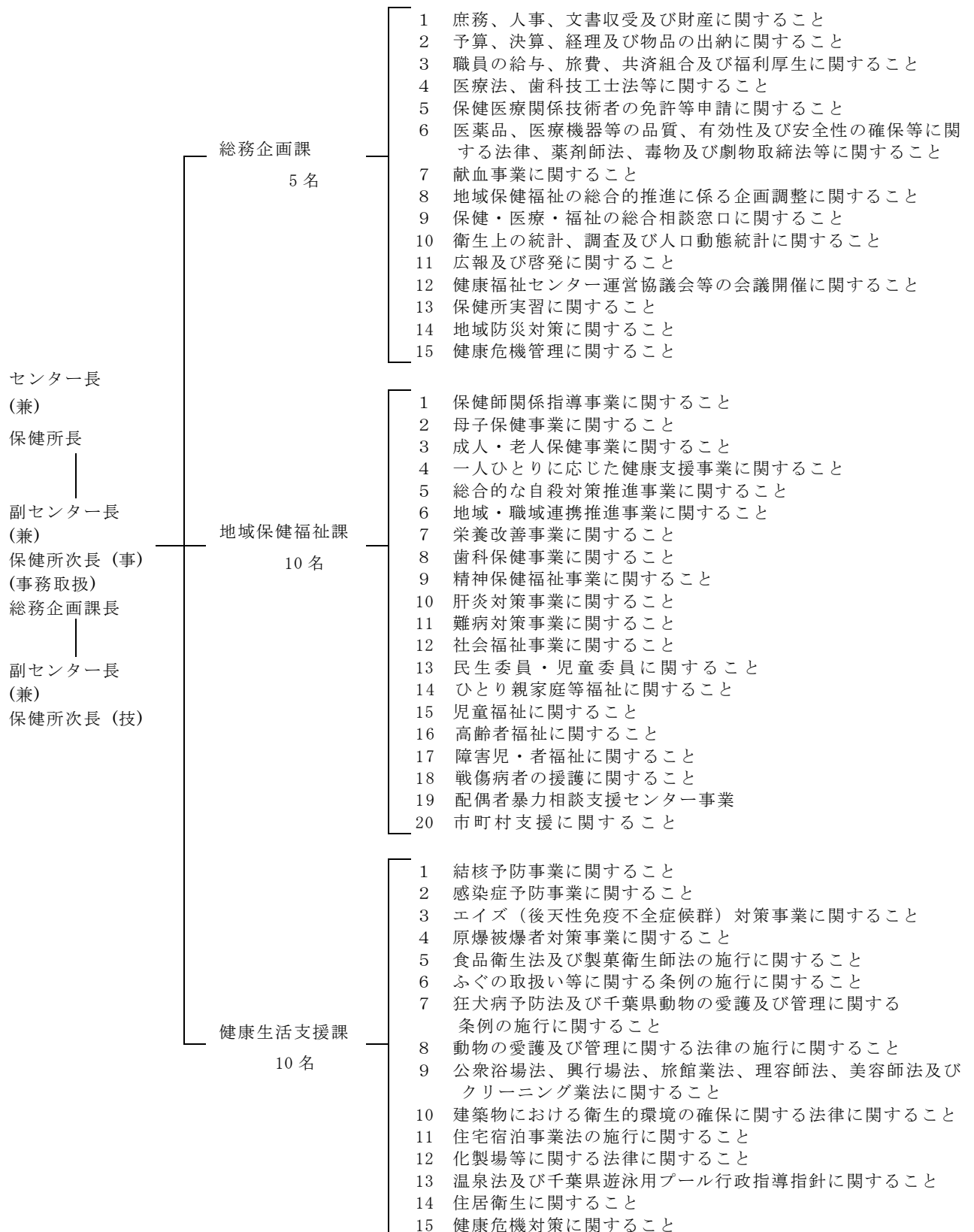
表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿（令和7年3月31日現在）

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
野田ライフケアセンタークリニック院長	山内 俊忠
野田病院長	金本 秀之
光葉町クリニック院長	長澤 芳哉
医療以外の学識経験者	栗村 嘉明
みずき総合リーガルサービス所長	栗原 利夫

6 機構及び事務内容

令和7年1月1日現在



7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和7年1月1日現在)

	所長 (センター長)	次長 (副センター長)	総務 企画課	(課長) 地域保健福祉課	(課長) 健康生活支援課	計
合計	1	2	5	【1】 10(16)	【1】 10(11)	28 (27)
医師	1					1
事務		1	3	3(1)		7 (1)
薬剤師			1		【1】 2(2)	3 (2)
獣医師		1			2(1)	3 (1)
保健師				【1】 4	3	7
診療放射線技師					1	1
臨床検査技師			1		2(7)	3 (7)
管理栄養士				1	(1)	1 (1)
精神保健福祉士				2(15)		2 (15)
その他の技術職員						
食品衛生監視員 (再掲)	1	1	1	1	【1】 4(5)	8 (5)
環境衛生監視員 (再掲)	1	1			【1】 6	8

(注)

- ・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員は()に外数として計上し、課長の職種は【 】内に再計とした。休職等の職員を除く。
- ・再任用職員・臨時的任用職員・育休任期付職員を含む。